

# ○男鹿地区消防一部事務組合消防協力者表彰に関する規程

令和5年8月28日  
消本訓令第14号

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防長が行う消防協力者表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体の消防協力者（以下「協力者」という。）に対して行う。

- (1) 水火災、地震等の災害において、予防、警戒、鎮圧、被害軽減、人命救助及び救急救護に協力があったもの
- (2) 永年にわたり消防行政の発展に貢献したものの
- (3) 消防施設の充実強化に貢献したものの

(表彰の方法)

第3条 協力者に感謝状を贈呈する。

2 前項の感謝状には、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、必要に応じて随時これを行う。

(表彰の手続き)

第5条 表彰は、各所属の長（消防本部にあっては消防次長及び課長を、消防署にあっては消防署長をいう。）が様式第1号により必要な書類等を添えて上申するものとする。

(補足)

第6条 この訓令に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

消防長 様

申請者職氏名

消防協力者（個人・団体）表彰上申書			
住 所		氏 名	
職 業		生年月日	
上 申 理 由（対象者経歴、功労の概要、参考事項等）			